

広島県告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十八年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

呉市川尻町字板休五五〇三の一六七、五五〇三の一六八、字大見上五五四八の一六、五五四八の一七、五五四八の二二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅